

# 認定の取消条件について

認定事業者が以下のいずれかに該当した場合、認定を取り消し、欠格期間(申請できない期間)は以下のとおりとします。  
なお、認定の取り消しとなった事業者については、認定取消日から約1週間日本バス協会のホームページで公表いたします。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から3年間
イ 認定期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「 <b>死者を生じた事故</b> 」が発生した場合	事故発生日から2年間
ウ 認定期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「 <b>重傷者を生じた事故</b> 」が発生した場合	事故発生日から1年間
エ 認定期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「 <b>10人以上の負傷者を生じた事故</b> 」で負傷の程度が著しい場合	事故発生日から1年間
オ 認定期間内に、有責・他責を問わず、自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故(以下「 <b>死傷事故</b> 」という)・「 <b>10人以上の負傷者を生じた事故</b> 」又は「 <b>転覆等の事故</b> 」が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、 <b>30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合</b>	事故発生日 又は 行政処分の発令日から2年間
カ 認定期間内に、1営業所1回当たり <b>50日車を超える行政処分</b> を受けた場合	行政処分の発令日から1年間
キ 認定期間内に、事業者の責めに帰する「 <b>転覆等の事故</b> 」又は「 <b>悪質違反による運行等</b> 」が発生した場合	事故発生日から1年間
ク 認定期間内に、認定事業者から <b>認定辞退</b> の申出があった場合	なし

- 上記の認定の取消条件ア～キに該当する事象は、申請から認定までの間に発生した場合も、同様の取扱いとします。
- 複数の認定の取消条件に該当する場合、欠格期間は最も期間の長いものを適用します。
- 認定の取消条件 ア～ク は、全て貸切バス事業に係るものを対象とします。
- 「10人以上の負傷者を生じた事故で負傷の程度が著しい場合」とは、1日で治療が完了するものは除き、2日以上通院する場合とします。
- 認定取消の処分について不服がある場合は、当該事業者に対して弁明の機会を与えます。
- 認定の取消を受けた場合、および審査を中止した場合でも申請料は返金いたしません。
- 「10人以上の負傷者」「転覆等の事故」「悪質違反による運行等」の定義は下記に記載しています。
- 認定の取消条件は予告なく変更される場合があります。
- 認定の取消条件「カ」については、監査日が平成28年12月1日以降からの処分に適用します。監査日が平成28年11月30日までの処分については、1営業所1回当たり30日車以上の行政処分を受けた場合に認定を取消とします。

10人以上の負傷者を生じた事故で「負傷の程度が著しい場合」に該当するもの

→ 1日で治療を完了する者は除き、2日以上通院する。

「転覆等の事故」に該当するもの

→ 自動車転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの

「悪質違反による運行等」に該当するもの

→ 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、居眠り、危険運転、危険ドラッグ等薬物の乱用、救護義務違反、等